

## 第5 適正な管理体制の整備に関する原則

### 1. 個人情報の適正管理

使用者は、個人情報への不当なアクセス又はその情報の紛失、破壊、改ざん、漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のため、必要な措置を講ずるものとする。

第5の1は、OECDガイドラインの8原則のうちの「安全保護の原則」に対応するものであり、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等を防ぐためには、情報処理体制について、設備、技術、運用面にわたって総合的な見地から個人情報の安全性を確保するための措置をとる必要がある。

コンピュータによる情報処理システムについては、設備面では、情報処理システムに関わる施設及び設備を自然災害、不法侵入者による破壊行為等の危険から物理的に保護するための措置等が必要であり、技術面では、情報システムへのアクセス制限やデータの暗号化等安全性を高めるためのソフトウェアの導入、及びそれらのソフトウェアの導入が可能となるハードウェアの導入等の措置が考えられる。また、運用面については、設備面、技術面での安全策を実効あるものとするため、個人情報の適正管理に関する組織及び規程の整備、情報処理に従事する者の意識啓発等の措置が考えられる。

なお、コンピュータによる情報処理システム等に関する具体的な安全基準としては、「情報システム安全対策基準（平成9年通商産業省告示第536号）」、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（平成9年郵政省告示第364号）、「情報システム安全対策指針（平成11年国家公安委員会告示第19号）」等が示されている。

また、手作業により処理された個人情報の保管に当たっても、保管場所や保管庫、施錠のあり方等について配慮するとともに、運用面について、コンピュータによる情報処理システムの場合と同様に、組織及び規程の整備や情報処理に従事する者の意識啓発等を推進することが必要である。

「必要な措置」とは、社会通念等により客観的に判断して、個人情報の適正管理という目的を達成する上で必要かつ合理的である措置をいう。なお、合理性には経済的に実現可能なものであることが含まれる。